

草津栗東行政事務組合職員の職名に関する規則

令和4年10月1日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する職員の職名に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、草津栗東行政事務組合職員定数条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第13号）第2条に掲げる管理者の事務部局の職員をいう。

(職名および職務)

第3条 職員の職名および職務は、次のとおりとする。

職名	職務
職員	上司の名を受け、事務または技術をつかさどる。

(補職名)

第4条 職員は、次の補職名を用いる。

事務局長、会計管理者、総括、総括補佐、次席、次席補佐、調整監、専門員、主査、主任、主事、主事補

(補職の職務)

第5条 前条に定める補職の職務は、次のとおりとする。

補職名	職務
事務局長	上司の命を受け、事務局の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。
会計管理者	会計事務を管理し、所属職員を指揮監督する。
総括	上司の命を受け、事務局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
総括補佐	上司の命を受け、総括を補佐し、所属職員を指揮監督する。
次席	上司の命を受け、総括または総括補佐を補佐し、所属職員を指揮監督する。
次席補佐	上司の命を受け、総括補佐または次席を補佐し、所属職員がいる場合には、所属職員を指揮監督する。
調整監	上司の命を受け、専門の事務または技術を処理し、所属職員がいる場合には、役職(課長級以上の管理職)を定年するまでの経験を所属職員に継承し、所属職員を補佐する。
専門員	上司の命を受け、専門の事務または技術を処理し、所属職員がいる場合には、60歳に到達するまでの経験を所属職員に継承し、所属職員を補佐す

	る。
主査	上司の命を受け、担当の事務または技術を処理する。
主任	上司の命を受け、相当高度な事務または技術に従事する。
主事	上司の命を受け、事務または技術に従事する。
主事補	上司の命を受け、事務または技術の補助に従事する。

(その他)

第6条 法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、第3条または第4条に定める職名または補職名のほか、別に職名もしくは補職名を用い、または併せて用いることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年3月13日規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。